

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和35(1960)年までは増加傾向にあり、この年11,915人のピークを迎えた。しかし、その後はほぼ直線的に右肩下がりの減少状態となり、令和6(2024)年3月末では5,246人(ピーク時の約44%)となっている。今後の推計でも人口の減少傾向は変わらず、令和42(2060)年には2,740人(ピーク時の約23%)と推計されている。

基幹産業である農業及び水産業については、高いレベルで安定した品質を誇る牛乳、全国有数の水揚量がある昆布、高品質なウニなどの生産地となっているが、近年では、特に水産業の生産額及び就業者数が大きく減少しており、町内の加工業者等と連携した6次産業化等の高付加価値化・雇用創出の取組みと、交流人口の拡大、新規就農・就漁者等の移住者受け入れの取組みを一体的に進めて行くことが必要である。

一方、商工業は、民営事業所数は262事業所(令和3年経済センサス活動調査)あり、そのうち242事業所が従業者数30人以下と、町内事業所の大部分が中小企業である。また、近年では、平成3年に355事業所あったのに対し、毎年右肩下がり減少し、特に、商店数は139事業所から64事業所まで半数以上減少しており、少子高齢化や人口減少、事業者の高齢化等による担い手不足や設備の老朽化などの影響を受けている中、原材料・エネルギー価格の高騰が後押しする形で減少ペースが加速している状態である。

(2) 目標

本町における中小企業は、少子高齢化や担い手不足などにより労働生産性の減少や、所有設備の老朽化が進んでいることから、生産性向上に向けた足枷となっている。このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の計画期間において、基準年度比で労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

浜中町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 浜中町内に事業所を有しない中小企業者及び小規模事業者が、浜中町内で事業を行うために先端設備等を導入する場合、浜中町の経済の発展及び雇用の創出に資する計画のみを認定の対象とする。